

1 次世代育成支援行動計画（後期計画）の素案について

（説明者：こども青少年課長、保育課長）

（1）主な意見等

- 次世代育成支援行動計画と同様のスケジュールで、地域福祉計画や障害者福祉計画の策定作業が進んでいるが、これらの計画と十分に調整した上で、パブリックコメントや議会対応等を行っていく必要がある。  
⇒ 健康福祉総務室、地域福祉課、障害福祉課、こども青少年課で調整を進めていく。
- 計画の内容についても、関連する計画との整合性を確保する必要がある。  
⇒ 関係各課において掲載内容についての確認を行っているが、今後も十分な調整を図っていく。
- 成果指標の目標値については、現実的な数値という印象だが、他の計画とは整合性を持っているのか。  
⇒ 次世代育成支援行動計画の成果指標のうち、新しい総合計画や教育振興計画に掲載されている成果指標については、整合性を確保するため、同じ目標値となっている。
- 保育計画に「公立保育所の民営化とあわせて定員拡大を図る」とあるが、公立保育所の民営化の考え方については、今後どのように検討していくのか。  
⇒ 保育所の民営化については、保育計画と同時に説明していく必要があるので、別途、早急に庁義に諮りたいと考えている。

（2）結 果

- 原案を決裁処理とする。

2 政令指定都市移行による児童相談所設置に伴う児童福祉施設の整備について

（説明者：障害福祉課長・こども青少年課長）

（1）主な意見等

- 施設の整備計画を県に示す必要があるということか。  
⇒ 市児童相談所の設置に合わせ、要保護児童の状況に応じた適切な支援を提供するための児童福祉施設の確保が重要となることから、本市所管域の児童福祉施設の整備を計画的に進めるために立案するものである。  
本市所管域に必要となる児童福祉施設ができるまでの間は、定員協定による定員

確保及び割愛協議により県定員枠を使用させてもらうこととなり、県の施設整備にも影響を与えることから本市の児童福祉施設の整備計画の考え方を示すものである。

- 企画財政部門との整合は図られているのか。  
⇒ 具体的な民間の整備計画がないため、政令指定経費としての具体的な金額などは計上していない。
- 今回、初めて、庁内的に整備計画を論議するという事か。  
⇒ そのとおり。
- 本市所管域に必要となる児童福祉施設の整備ができるまでの間は、県所管域の施設を使用できるのか。  
⇒ 定員協定による定員確保及び割愛協議により県所管域の施設定員を確保できるが、その前提として本市の児童福祉施設の整備計画を示す必要がある。  
横須賀市がH18年4月に市児童相談所を設置した際にも、横須賀市所管域に施設整備を行うことを前提に県所管域での定員使用が認められた経過がある。
- 横須賀市も児童相談所設置後、3年を目途に施設整備をしているのか。  
⇒ 児童養護施設については、横須賀市内の既存施設(1箇所)のほかに、もう1施設(民営)を本年度中に整備する計画であった。
- 政令指定都市となる本市に対する県の見方は、横須賀市と異なる。
- この整備計画の扱いはどうなるのか。  
⇒ 本市の施設整備計画に関する意思決定をまとめたもの  
本市の障害者福祉計画や次世代育成支援行動計画と整合性を図りつつ、県所管域の定員使用を認めてもらうために、この整備計画を、県との定員協定や定員割愛の協議をする際に提示したい。
- この整備計画について、庁内にはどのようにすすめていくのか。  
⇒ 事務事業調整会議では、長期間の計画であるとともに財政的にも大きな事業となることから、政策調整会議・政策会議に諮る事案であるとされた。
- 民間事業者(法人)の目安はあるのか。  
⇒ 児童養護施設・知的障害児施設・重症心身障害児施設については、それぞれ、法人から整備について話を受けている。

## (2) 結 果

- 整備計画について、原案を上部庁議に付議するものとする。

補助制度については、児童福祉施設の整備に伴い、必要となる市の財政支援の規模(概算)を把握するため、整備計画と合わせて説明をする。

### 3 第2期相模原市地域福祉計画（素案）について

（説明者：地域福祉課長）

#### （1）主な意見等

- 中間目標は設定しないといけないのか。同じ局内の計画でも中間目標がない計画もある。  
⇒ 計画期間が5年間と長いことから、中間目標を設定した。
- 計画期間が5年だから必要というだけでは他の計画も同じ。局内で整合を図り、必要がなければ最終目標だけでよいのではないか。  
⇒ 中間目標を取る方向で調整する。
- 中間目標や最終目標は何で評価をするのか。  
⇒ 今後、アンケート調査の実施や、世論調査を活用して評価する予定である。
- アンケートは同じ方法でやる必要がある。
- 成果指標の基準値は、注釈に根拠を記載したほうがよいのではないか。  
⇒ 記載する。
- 成果指標の「目標値」という言葉は必要か。成果指標には、目標値という意味が含まれているのではないか。  
⇒ 総合計画等、他の計画の表現を参考に修正する。
- 概要版の構成や内容については、局内の他の2つの計画と合わせる必要がある。  
⇒ 局内で調整する。
- 「重点的な取り組み」が、基本目標を横断的に結び付けているならば、基本目標ごとの個別の取り組みと同列に記載するのはどうなのか。
- 「総合的な福祉情報の提供」の「総合的」とは個別に実施している情報提供に関する取り組みを含んでいるという意味なのか。分かりづらい。  
⇒ 作り方、表現方法を工夫する。

#### （2）結 果

- 原案を一部修正し、決裁処理とする。

#### 4 第2期相模原市障害者福祉計画について

(説明者：障害福祉課長)

##### (1) 主な意見等

- 部会では、実施計画も一緒に説明するのか。  
⇒ そのとおり。
- 基本計画に目標が入っていないのは  
⇒ 基本計画は理念。具体的に実施する事業は実施計画に盛り込んでいる。また障害のある人の意見を聞きながら検証する予定。これらを考慮し、できる限り短いスパンである実施計画に目標を盛り込んだものである。
- 障害者自立支援法の廃止の影響は。  
⇒ 今回策定するのは、障害者基本法に基づく市町村障害者計画であるので、大きな影響は受けない。  
ただし、実施計画の中で、障害者自立支援法に基づくサービス名称などが記載されているので、そういった意味では影響があると思われる。
- 今回使用した説明資料では、計画の内容の説明については、不十分。  
⇒ 基本計画の柱に実施事業をぶら下げて記入するなど、部会での説明前に資料を修正する。
- 概要版の作成の際には、基本計画の説明の中で、合わせて実施計画の説明が行えるようにすべき。  
⇒ 実施計画の主な施策を引用するなどの工夫により、基本計画の説明資料の中で、実施計画の内容を説明する。
- 基本計画の期間が11年間と長い。  
⇒ 国、県の計画も10年間の計画であり、障害者福祉計画の期間もこれに合わせているが、障害者福祉計画の終期は、障害福祉計画の終期に合わせて設定しているため、市総合計画より1年先となっているの。

##### (2) 結 果

- 原案を一部修正し、決裁処理とする。